

## 橋本市個別現地訪問支援補助金のご案内

まち案内や移住相談等の活動を行うために、橋本市に訪問するために要した交通費を補助します。この機会にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。

### ◆補助金額

居住地から補助対象活動地までに要する経済的かつ合理的な往路交通費（往路に係る鉄道賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。）

（補助上限額）

出発地	鉄道賃及び航空賃	高速道路利用料
東京都	20,000	7,200
千葉県	20,000	8,000
埼玉県	20,000	7,500
神奈川県	20,000	6,200

### ◆補助対象要件

#### 【対象者】

- 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に居住している方（一部地域を除く）
- 市税を完納している方
- 補助対象活動に対して、他の補助金を受けていない又は受ける予定がない方
- 市内の事業所等が行う採用試験又はインターンシップに参加しない方や就職又は転勤が決まっていない方
- 学術研究の目的で滞在する予定でない方
- 4月1日時点で18歳以上であり、学生でない方（同行者の場合は可）

#### 【補助対象活動】

〈初めて補助金の交付を受ける者〉

- (1) まち案内及び移住相談を受ける活動  
〈二回目の補助金の交付を受ける者又は令和5年3月31日以前において、まち案内及び移住相談を受けたことがある者〉
- (2) 過去に市内に移住した者を訪問する活動
- (3) 地域の関係者を訪問する活動
- (4) 仕事関係者(就職希望先)を訪問する活動  
※すでに就職又は転勤が決まっている者や採用試験やインターンシップに参加する者は除く
- (5) 住まい関係者（空き家所有者、不動産事業者等）を訪問又は空き家の現地確認を行う活動

◆申請方法・期間 ※申請時には、印鑑をお持ちください。期限：補助対象活動日から起算して10日後

○事前に橋本市移住相談窓口にご相談して下さい。(0736-33-6106)

○申請書に必要な書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。(郵送による受付は行いません。)

○同一世帯の同行者についても1名まで交付の対象となります。

○申請は一世帯につき2回を上限とします。

【添付書類】※いずれも発行日から1ヶ月以内のもの コピーは不可とします。

添付書類	備考
補助対象全員分の住民票の写し	本籍・続柄記載されたもの
補助対象活動者及び満18歳以上の同行者の市税完納証明書等	滞納がないとわかる証明書 ※課税がなければ非課税証明
補助対象経費に係る領収書の写し等	実際に支払った交通費が分かる書類

#### 申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口(橋本市 経済推進部 シティプロモーション課 交流定住係内)  
電話：0736-33-6106（直通） 電子メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

